

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等変更・新設	管理運営に直接影響する法令等、消費税（地方消費税を含む。）率、法人税・法人住民税率等の変更、新設によるもの		○
利用料金等の改定	駐車料金、料金減免、供用時間の変更等	（承認）	○
経済関連	経済（物価、金利等）状況の変動		○
	著しい経済状況の変動	両者協議	
災害時における初期対応等	待機、防災対策準備（計画・訓練）、連絡体制確保、避難の誘導等、被害調査・報告、応急措置		○
災害復旧	復旧工事等	○	協議
駐車施設の大規模改修、修繕等	耐震補強工事、躯体維持に係る工事など	○	
駐車施設の改修、修繕等 （上記以外）	一会計年度に指定管理者が要した修繕費等の合計が1,100千円を超える場合。（ただし、この場合において、協議により指定管理者の合意を得た場合は指定管理者）	○	協議
	一会計年度に指定管理者が要した修繕費等の合計が1,100千円を超えていない場合。		○
管理運営業務の変更・中止等	市の指示や議会の不承認のほか、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害		○
	上記以外の理由（自然災害や第三者による要因等の不可抗力）に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害	両者協議	
第三者への損害賠償	施設の設置瑕疵その他市の帰責事由等により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）	○	
	施設の管理瑕疵その他指定管理者の帰責事由等により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）	両者協議	

施設等損害	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害		○
	上記以外の理由(自然災害や第三者による要因等の不可抗力)により被った市が所有する施設・設備・備品の損害	○	
	上記以外の理由(自然災害や第三者による要因等の不可抗力)により被った指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害		○
需要変動	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
	募集時の想定を超える外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加及び収入の減少	両者協議	
原状回復	指定期間満了時又は指定の取消し時における原状回復及び撤去費用等		○
苦情等対応	管理運営業務に係る利用者、第三者等からの苦情又は要望に関するもの		○
	上記以外の利用者、第三者等からの苦情又は要望に関するもの	○	

備考 表に定める事項で疑義がある場合又は表に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議して定めるものとする。